

「越中間のトンキン湾海洋境界画定交渉—中国の唯一の海洋境界画定—」

Vietnam-China Demarcation of the Tonkin Gulf, The Only Maritime Demarcation of China

(要旨)

国際協力学研究科安全保障専攻 7D7522017 内山美生

「論文の目的」は、中国が行った唯一の海洋境界紛争を解決の事例であるトンキン湾境界画定交渉を分析し、中国との未解決の海洋境界紛争解決への貴重な教訓や示唆があり得る画定達成の要因を解明することである。

1. 「論文の構成」は、「序章」、「第1章 ベトナムと中国の関係とトンキン湾」、「第2章 交渉当時の国際安全保障環境」、「第3章 ベトナムと中国の国境・海洋境界画定」、「第4章 トンキン湾海洋境界画定交渉」、「第5章 トンキン湾海洋境界画定の政策決定と交渉妥結の要因」、「終章 トンキン湾海洋境界画定の持つ意義」である。

2. 「序章」では、「問題の所在」はトンキン湾海洋境界画定条約が署名された2000年当時、今日の中国の海洋覇権は予想されず、本件への注目度は低く、事実関係解説、条約解説の研究はあるが、政策決定、交渉妥結の要因の分析した研究がないことである。「論文の課題」は、境界画定達成の要因解明である。研究方法は、ウォルツのユニット・レベル分析で、両国が境界画定により求めた一連の政策目標、越中の政策決定メカニズム、越中関係を、国際システム・レベル分析で、国際安全保障環境を分析することにより、境界画定の要因解明を試みることである。「本論文の意義」は、中国の唯一の海洋紛争解決の要因を解明し、中国との未解決の海洋紛争解決の手がかりを見つけることである。

3. 「第1章」では、ベトナムと中国の、ウォマックのいう「秦王朝成立以来『非対称な関係』として管理されてきた」関係により醸成されたベトナムの対中戦略文化を理解するため越中関係史とトンキン湾の歴史を、「第2章」では、交渉が行われた1990年代は、ベトナムは世界から急速に受け入れられたのに対し、中国にとり、天安門事件の影響、台湾危機、核実験、南シナ海での行為によりASEANでは中国脅威論が顕在化するなど、しばしば孤立し経済制裁を受ける厳しい時代であったことを検証した。

4. 「第3章」では、越中両国の、過去の国境・海洋境界問題への取り組みを検証した。ベトナムは、中国とのトンキン湾湾口海域と南シナ海、カンボジアとのタイ湾の海洋境界を除く8件の境界画定を終了しており、中国は、陸上国境ではインド、ブータンとの国境を除く12件の国境画定を終了しているが、海洋境界では、越とのトンキン湾を除き9カ国・地域との海洋境界紛争が未解決である。また、中国の過去13件の境界画定は60年代初頭(6件)と90年代(7件、2000年署名のトンキン湾を含む)に集中していることが明らかになった。60年代も大躍進政策失敗、チベット暴動、中印対立と中国にとり厳しい時代であった

5. 「第4章」では、70年代の交渉と、91年の国交正常化後に再開したトンキン湾境界画定交渉の交渉メカニズムと交渉プロセスを分析した。96年の中国のUNCLOS批准後、越側は1887年仏清条約の子午線に基づく境界画定の立場から、UNCLOSに基づく立場に変更し共通の土俵に乗ったが、進展は緩慢で、97年の江沢民・ドー・ムオイの「2000年までに解決」のトップ合意で進展し、126,250 km<sup>2</sup>のトンキン湾海域を越 53.23%：中国 46.77%で分ける境界画定条約に2000年12月に署名した。中国側は、境界画定後は越海域で操業できなくなる中国漁民の転業準備期間の措置を境界画定条約に盛り込むよう強く越側に求め続けたが、越側は、漁業問題交渉は境界画定後との立場を堅持し、2000年2月、境界画定が概ね決着した後に、共同漁業水域を設けるなどの漁業協力協定締結に応じて交渉を開始し、境界画定条約と同時に署名した。

6. 「第5章」では、交渉の節目で分け、フェーズ毎の動きを分析した。国家は、境界画定において画定に伴い国益の利益・不利益を生ずる案件の扱いについての政策目標を、ローゼナウの政策決定プロセスを通過して結論を出す。越中のような権威主義体制国家でも、民主主義体制国家の要因 (source) に対応する党、政府、大衆団体などが存在し機能する。一連の政策目標の政策決定結果を総合し最終的に境界画定そのものの政策決定を行う際には、フレイヴェルの、国家は「(a)係争地域の価値や重要性、(b)主張の正統性、(c)紛争当事国を取り巻く安全保障環境」の3つの変数により、「エスカレーション戦略

(escalation strategy)」または、「協調戦略 (cooperation strategy)」を選択するとの理論が作用する。越側の政策目標は「①有利または受入可能な境界画定の実現、②水産業・水産資源の保全 (中国漁船の取締り)、③安全保障・シーレーンの確保、④海底資源探査・開発、⑤経済開発のための越中関係の安定化」で、中国側のそれは「①有利または受け入れ可能な境界画定の実現、②中国の漁民の暫定的な操業継続、③シーレーンの安全、④国際法を尊重する姿勢を国際社会にアピール、⑤安全保障・軍事戦略上の考慮 (海南島への接近拒否)」であったと考える。検証の結果、交渉妥結の要因は、第1に、ユニット・レベルの要因は、越中ともに境界画定による一連の政策目標実現を求めているが、特に中国の②と⑤は切迫した要請であったこと、両国関係が「正常化」から「正常な関係」に向かう良好な状態であったこと、両国の党トップの関係が良好であったこと、1887年仏清条約により湾内の島嶼の帰属が画定していたことがある。国際システム・レベルの要因は、中国は、しばしば国際社会から孤立したためトレグロードも指摘する上記④の政策目標も追求したこと、UNCLOSという共通のルール他に、「シングルライン (領海・EEZ・大陸棚水域を区別せず境界を設定) の採用」、「相手の領海基線の設定方法を問わず、双方の考える中間線の間に線を引く方法」などでモデルにした直近の1998年の越タイ海洋境界画定条約があったことなどが挙げられる。また、両国のトップ間、特に江沢民総書記とレー・カー・フュー越書記長の間の良い関係も作用したとの越の識者の指摘もあった。その他、交渉技術上の要因として、93年の「基本合意」で3段階の交渉メカニズムを設定し定期的に会合し、技術的問題を専門家委員会が洗い出し、政治決断で交渉を進める方法

がうまく機能したこと、中間線の引き方や、島の効果、シングルラインの採用など、国際法の精神から逸脱しない範囲で柔軟に運用したことも挙げられる。さらに、中国を研究し尽くし、常に中国の動向に神経を集中して観察して、中国の考え方、ビヘービアを知り尽くしたベトナムの、バック・ロン・ビー島とコン・コー島の「島の効果」の取引の受入や、漁業問題の受入れのタイミングなど、巧みな交渉術も交渉妥結に貢献した。

7. 「終章」では、結論として、トンキン湾境界画定の越中両国にとっての紛争の原因を減少させて関係を安定化した意義などを、中国は、境界画定において実現しようとする重要な政策目標があり、フレイヴェル理論のとおり、安全保障環境において脅威を感じているときに「協調戦略」を採って境界画定を進めていること、また、「非対称関係」の弱者のベトナムが、13回とされる強大な中国諸帝国の侵略を抵抗戦により退けてきたこと、海域侵犯など主権の侵害にはその都度必ず強い抗議の声明を発し自国の立場と覚悟を発信する平素の努力を続けていること、相手国の情勢への深い研究に基づく理解と不断の観察、柔軟な交渉姿勢などにより、領土・境界紛争をエスカレートさせず、強者の中国と衡平な交渉を可能にしたことを解明した意義について述べた。